

2018年6月1日

株式会社 リクルート ジョブズ

## 「求人情報提供ガイドライン適合メディア」宣言のお知らせ

株式会社リクルートジョブズ（本社：東京都中央区、代表取締役社長：葛原 孝司）は、弊社媒体において、本日「求人情報提供ガイドライン適合メディア」であることを宣言いたしましたので、お知らせいたします。

弊社媒体『タウンワーク』『フロム・エー ナビ』『はたらいく』『とらばーゆ』『リクナビ派遣』におきましては、求人情報適正化推進協議会が定めたガイドラインを遵守しており、その適合メディアとなる以下の基準を満たしていることから、「求人情報提供ガイドライン適合メディア」であることを自らの責任において宣言いたしました。

### ◆ 適合メディア宣言の基準

- ・求人情報提供ガイドラインに適合した運営をしていること。
- ・具体的には、倫理綱領を踏まえ、事前審査と事後審査（苦情対応）の仕組みを設け、表現上の留意事項および明示項目を掲載し、明示に努める項目の掲載促進等に取り組んでいること。

### ◆ 宣言書

各媒体 H P 内において、宣言書を掲載



これからも、弊社メディアをご利用いただく皆様が安心して仕事を選べるようお届けする求人情報の質の向上に努めてまいります。求人情報の品質・信頼性の担保についての弊社の取組は以下 URL (<http://www.recruitjobs.co.jp/csr/kyujin.html>) にてご確認ください。

### <参考>

#### ● 求人情報提供ガイドライン (<http://tekiseika.jp/guideline/>)

2018年1月1日施行の改正職業安定法を踏まえ、求人情報提供の適正化を図るための「求人情報提供ガイドライン(以下「ガイドライン」という)」を「求人情報適正化推進協議会」で検討、2017年11月に改訂版が発表されました。「ガイドライン」は、「配慮することが望ましい事項等」という位置づけではありますが、倫理綱領、表現上の留意事項、事前審査および苦情対応の仕組み等を定め、求人情報に記載する項目については明示すべき項目と明示に努める項目の2種類を設けております。

なお、本ガイドラインの対象は、求人情報提供事業者（労働者の募集を行う者の依頼を受けて、当該募集に関する情報を、労働者となろうとする者に提供する事業者）で、求人サイトや求人情報誌・紙、新聞、雑誌、放送事業者等を指しています（少数ながら直接応募が可能な職業紹介事業者や労働者派遣事業者も対象です）。ソーシャルネットワークや職業紹介事業者、労働者派遣事業者等も適宜参考としていただけるものです。

#### ● 求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言制度

求人情報提供事業者が自らPDCAサイクルを回し、ガイドラインに適合した取り組みを行っていることを自己責任に基づいて2018年6月1日から宣言できる制度です。本制度は、法に基づく制度ではなく、第三者が優良事業者を審査、認定・認証するものとは異なります。苦情がゼロであることを示しているのではなく、求職者の声に向き合い、適正化に向けて取り組みを実行し、読者・ユーザーからの信頼を得るための経営的不断的努力を続けていることがポイントです。

#### ● 求人情報適正化推進協議会 (<http://www.tekiseika.jp/>)

2016年度にスタートした厚生労働省委託事業「求人情報提供事業の適正化推進事業」の一環として、15名の委員で構成される求人情報適正化推進協議会（座長：阿部正浩中央大学経済学部教授・以下「協議会」）が設置され、求職者が安心して選べる求人情報の質の向上を図ることを目的として、求人情報提供事業者による自主規制が推進されるよう、実務指針となるガイドラインの作成や周知啓発を検討してきました。なお、この協議会は、2018年度現在、公益社団法人全国求人情報協会が受託し協議会事務局となっています。

【本件に関するお問い合わせ先】

<http://www.recruitjobs.co.jp/RJB/contact.html>